

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名 教育委員会学校政策課</p>
	<p>担当者名 安 崎 輝 彦</p>
	<p>電話番号 三 一 三 四</p>
<p>提案理由 徳島県立高等学校総合寄宿舎の改築等に伴い、寄宿舎の定員の改定等を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立徳島寮の男子、徳島県立阿南寮、徳島県立美馬東部寮及び徳島県立三好寮の定員を改定することとした。 二 徳島県立徳島寮の定員を改定し、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮の規定を削除することとした。 三 この規則のうち、一は平成二十七年四月一日から施行することとし、二は平成二十八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 徳島県立総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十六年徳島県条例第七十五号)</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則（昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「七十六人」を「五十人」に、「男子 四十人以内 女子 五十六人」を「五十人」に、「男子 三十二人以内 女子 六十八人」を「五十人」に、「男子 四十人以内 女子 四十四人」を「四十人」に改める。

第二条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を次のように改正する。

第三条中「男子 五十人以内 女子 四十四人」を「八十八人」に改め、「徳島県立麻植寮 男子 二十八人以内 女子 三十六人以内」及び「徳島県立美馬寮 男子 十四人以内 女子 十二人以内」を削る。

附 則

この規則中第一条の規定は平成二十七年四月一日から、第二条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則（昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>(寄宿舎の定員)</p> <p>第三条 寄宿舎の定員は、次のとおりとする。</p> <p>徳島県立徳島寮 男子 五十人以内 女子 四十四人以内</p> <p>徳島県立阿南寮 五十人以内</p> <p>徳島県立麻植寮 男子 二十八人以内 女子 三十六人以内</p> <p>徳島県立美馬東部寮 五十人 以内</p> <p>徳島県立美馬寮 男子 四十四人以内 女子 十二人以内</p> <p>徳島県立三好寮 四十人以内</p>	<p>(寄宿舎の定員)</p> <p>第三条 寄宿舎の定員は、次のとおりとする。</p> <p>徳島県立徳島寮 男子 七十六人以内 女子 四十四人以内</p> <p>徳島県立阿南寮 男子 四十人以内 女子 五十六人以内</p> <p>徳島県立麻植寮 男子 二十八人以内 女子 三十六人以内</p> <p>徳島県立美馬東部寮 男子 三十二人以内 女子 六十八人 以内</p> <p>徳島県立美馬寮 男子 四十四人以内 女子 十二人以内</p> <p>徳島県立三好寮 男子 四十人以内 女子 四十四人以内</p>

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則（昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(寄宿舎の定員)</p> <p>第三条 寄宿舎の定員は、次のとおりとする。</p> <p>徳島県立徳島寮 八十八人以内</p> <p>徳島県立阿南寮 五十人以内</p> <p>(削除)</p> <p>徳島県立美馬東部寮 五十人以内</p> <p>(削除)</p> <p>徳島県立三好寮 四十人以内</p>	<p>(寄宿舎の定員)</p> <p>第三条 寄宿舎の定員は、次のとおりとする。</p> <p>徳島県立徳島寮 男子 五十人以内 女子 四十四人以内</p> <p>徳島県立阿南寮 五十人以内</p> <p>徳島県立麻植寮 男子 二十八人以内 女子 三十六人以内</p> <p>徳島県立美馬東部寮 五十人以内</p> <p>徳島県立美馬寮 男子 四十四人以内 女子 十二人以内</p> <p>徳島県立三好寮 四十人以内</p>

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部改正について

教育委員会学校政策課

1 徳島県立高等学校総合寄宿舎の耐震化整備について

へき地中学校出身者等に宿泊の便宜を与えるための施設として設置している徳島県立高等学校総合寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）は、その全てが昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設であることから、南海トラフを震源とする巨大地震等に備えるため、施設の改築又は耐震改修工事を実施している。

寄宿舎の改築等に当たり、へき地中学校出身者の減少等を踏まえ、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を廃止し、現在の6寮体制から4寮体制へ移行する。

2 規則改正の内容

徳島県立高等学校総合寄宿舎の改築等に伴い、寄宿舎の定員の改定等を行う必要がある。

- (1) 徳島県立徳島寮の男子、徳島県立阿南寮、徳島県立美馬東部寮、徳島県立三好寮の定員を改定する。
- (2) 徳島県立徳島寮の定員を改定し、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮の規定を削除する。

○利用開始予定

- 徳島県立三好寮 平成27年度上期
- 徳島県立徳島寮（男子）、徳島県立阿南寮、徳島県立美馬東部寮 平成27年度下期
- 徳島県立徳島寮（女子） 平成28年度下期

○定員比較

	現在の管理規則の定員			新定員		
	男	女	計	男	女	計
徳島寮	76	44	120	50	38	88
阿南寮	40	56	96	※20	※30	50
麻植寮	28	36	64			
美馬東部寮	32	68	100	※30	※20	50
美馬寮	44	12	56			
三好寮	40	44	84	20	20	40
合計	260	260	520	120	108	228

※ 阿南寮、美馬東部寮の定員男女比は工法工夫による変動可能となる。

3 施行期日等

2(1)は平成27年4月1日から施行することとし、2(2)は平成28年4月1日から施行することとした。